

第1回

美幌町情報公開・個人情報保護審査会議案

日 時 : 令和4年11月21日(月)
16時00分～

場 所 : 役場庁舎 3階 説明員控室

1 開 会

2 議 事

(1) 令和3年度情報公開条例に基づく情報公開の実施状況について

(2) 令和3年度個人情報保護条例の運用状況報告

(3) 個人情報保護制度の見直しに伴う個人情報保護条例等の廃止について

3 閉 会

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

【委員任期 令和4年10月1日～令和6年9月30日】

委員氏名		備考
委員	ささ き じゅん 笹木 潤	初任：平成13年8月20日・12期目
委員	くわ はら よう こ 桑原 庸子	初任：平成16年6月1日・10期目
委員	やま だ けん じ 山田 健二	初任：平成28年10月1日・4期目
委員	むら た じゅん いち 村田 純一	初任：令和2年10月1日・2期目
委員	なが い ひで とし 永井 英俊	初任：令和4年10月1日・1期目
事務局	関 弘 法	町民生活部長
事務局	佐久間 大 樹	町民活動課長
事務局	澤 田 孝 洋	広報相談グループ
事務局	大 石 千 馬	広報相談グループ

令和3年度

情報公開条例に基づく情報公開の実施状況報告書

美 幌 町

1 公文書の公開請求状況について

番号	受付年月日 (決定年月日)	請求内容	決定 内 容	文書保管課	請求区分
1	令和3年7月1日 (令和3年7月15日)	・町所有及び委託、借り上げのバスの 車検証、車両台帳、制作仕様書等	全部公開	総務部 財務課 町民生活部 町民活動課 教育委員会 学校給食課	写しの 交付
2	令和3年7月12日 (令和3年7月27日)	・土地の地番・地目・地籍 ・家屋の地番・種類・家屋番号・種類 構造・床面積・建築年	全部公開	町民生活部 税務課	データ 提供 (CD-R)
3	令和3年7月12日 (令和3年7月27日)	・地籍図データ	非公開	建設水道部 建設グループ	データ 提供 (CD-R)
4	令和3年7月30日 (令和3年8月5日)	・建設リサイクル法の規定による解体 等の届出書（特定住所に関するもの）	全部公開	建設部 建設課	写しの 交付
5	令和3年8月20日 (令和3年8月24日)	・農地幹旋調整に関する書類	全部公開	農業委員会	写しの 交付
6	令和3年10月19日 (令和3年10月26日)	・(株)帝国データバンクと美幌町の契約 書等	不存在	-	写しの 交付
7	令和4年1月28日 (令和4年1月28日)	・建設リサイクル法の規定による解体 等の届出書（特定住所に関するもの）	不存在	建設部 建設課	写しの 交付
8	令和4年2月16日 (令和4年2月25日)	・美幌町新型コロナウイルス対策公共 交通事業者支援事業補助金申請の際 に取得している乗合バス、貸切バス 車検証の写し	全部公開	町民生活部 町民活動課	写しの 交付

請求者の状況内訳

区 分	請 求 者				請求者の居住地				
	個人	法人	団体等	計	町内	管内	道内	道外	計
平成13年度	4	0	0	4	3	1	0	0	4
平成14年度	1	1	0	2	1	0	1	0	2
平成15年度	2	0	0	2	1	0	0	1	2
平成16年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成17年度	4	1	0	5	2	0	0	3	5
平成18年度	4	8	0	12	3	0	0	9	12
平成19年度	5	5	0	10	4	0	0	6	10
平成20年度	10	2	0	12	10	0	0	2	12
平成21年度	14	2	0	16	13	1	0	2	16
平成22年度	1	3	0	4	1	0	1	2	4
平成23年度	3	2	0	5	2	0	1	2	5
平成24年度	2	2	0	4	2	1	0	1	4
平成25年度	2	1	0	3	1	0	0	2	3
平成26年度	2	1	0	3	1	1	0	1	3
平成27年度	7	0	0	7	6	0	0	1	7
平成28年度	3	1	0	4	3	0	0	1	4
平成29年度	0	1	0	1	0	0	0	1	1
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	2	0	3	1	0	0	2	3
令和2年度	1	4	0	5	0	0	3	2	5
令和3年度	2	6	0	8	1	1	0	6	8
合 計	68	42	0	110	55	5	6	44	110

公文書の請求・公開方法

請求方法				公開方法		
来庁	郵送	FAX	計	来庁	郵送等	計
4	0	0	4	4	0	4
1	0	1	2	1	1	2
1	0	1	2	1	1	2
0	0	0	0	0	0	0
2	3	0	5	1	2	3
3	9	0	12	3	7	10
4	6	0	10	4	5	9
10	2	0	12	10	2	12
12	3	1	16	9	2	11
1	2	1	4	1	3	4
4	1	0	5	2	2	4
2	2	0	4	3	1	4
1	2	0	3	1	1	2
2	1	0	3	2	1	3
6	1	0	7	6	1	7
3	1	0	4	2	1	3
0	1	0	1	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0
1	2	0	3	1	2	3
0	5	0	5	0	5	5
1	7	0	8	1	4	5
58	48	4	110	52	42	94

実施機関別の公文書の公開請求件数（年度別）

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
町 長	総務部		1	1			1		1	6			2	1	2	3	3
	民生部				1			2	1	6	1	1				2	
	経済部					1	1	1				1					
	建設水道部				1	4	9	6	2	2	2	2	1	1		2	1
	出納審査室		1														
国保病院						2											
教育委員会		2	1												1		
農業委員会											1						
選挙管理委員会																	
監査委員									1	1							
固定資産評価審査委員会																	
議会							1	6	1			1	1				
水道事業																	
合 計	0	4	2	2	0	5	12	10	12	16	4	5	4	2	3	7	4

区 分	H29	H30	R 1	R 2	計
町 長	総務部		1	2	24
	民生部		1		15
	経済部				4
	建設水道部	1	1	3	38
	出納審査室				1
国保病院				2	
教育委員会				4	
農業委員会				1	
選挙管理委員会				0	
監査委員				2	
固定資産評価審査委員会				0	
議会				10	
水道事業				0	
合 計	1	0	3	5	101

区 分	R 3	
町 長	総務部	1
	町民生活部	4
	福祉部	
	経済部	
	建設部	3
出納審査室		
国保病院		
教育委員会	1	
農業委員会	1	
選挙管理委員会		
監査委員		
固定資産評価審査委員会		
議会		
水道事業		
合 計	10	

※実施機関別の公開請求件数については、複数に跨って請求があるものは重複計上しているため、総数に差異があります。

2 会議の公開に関する実施状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区 分		会議の設置状況			会議の公開の実施状況		
		設置数	うち開催 会議数	うち公開 会議数	開 催 回 数	公 開 会 議 数	非公開 開催回数
町 長	総務部	12	2	2	2	2	
	町民生活部	3	3	3	5	5	
	福祉部	15	8	6	62	7	55
	経済部	2	1	0	1	0	1
	建設部	3	1	0	6	0	6
	国保病院						
教育委員会		7	7	5	14	12	2
農業委員会							
選挙管理委員会							
監査委員							
固定資産評価審査委員会							
議 会							
水道事業							
合 計		42	22	16	90	26	64

○令和3年度開催会議数の公開率 72.7% (22会議のうち16会議)

※参考～過去3年の開催会議数と会議の公開率

平成30年度 81.3% (32会議のうち26会議)

令和元年度 80.6% (31会議のうち25会議)

令和2年度 76.7% (30会議のうち23会議)

【会議一覧表】

美幌町審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定の対象となる会議

会議名	所管部局・課		必ずしも公開を要しない要件				開催回数	うち公開	
			資格認定等	連絡調整等	専門技術等	個人情報等			
美幌町防災会議	総務部	危機対策課					0	0	
美幌町国民保護協議会		危機対策課					0	0	
美幌町職員懲戒審査委員会		総務課					0	0	
美幌町名誉町民推薦審議会		総務課	○				0	0	
美幌町特別職報酬等審議会		総務課					0	0	
美幌町法令遵守審査会		総務課					1	1	
美幌町行政不服審査会		総務課					0	0	
美幌町自治推進委員会		政策課					0	0	
美幌町総合計画審議会		政策課					0	0	
美幌町行政改革推進委員会		政策課					1	1	
美幌町まち・ひと・しごと創成推進委員会		政策課					0	0	
美幌町空家等対策協議会		政策課					0	0	
美幌町情報公開・個人情報保護審査会		町民生活部	町民活動課					1	1
美幌町地域公共交通活性化協議会			町民活動課					2	2
美幌町国民健康保険運営協議会	戸籍保険課						2	2	
美幌町予防接種健康被害調査委員会	福祉部	保健福祉課				○	0	0	
美幌町地域福祉計画策定委員会		社会保険課					0	0	
美幌町障害者自立支援協議会		社会保険課					2	2	
美幌町高齢者保健福祉・介護保険事業推進委員会		保健福祉課					1	1	
美幌町福祉有償運送運営協議会		社会保険課					1	1	
美幌町地域包括支援センター運営協議会		保健福祉課					1	1	
美幌町保健・医療・福祉ネットワーク推進委員会		保健福祉課					0	0	
美幌町地域密着型サービス運営委員会		保健福祉課					1	1	
美幌町健康増進計画推進委員会		保健福祉課					0	0	
美幌町地域3町介護認定審査会		保健福祉課				○	36	非公開	
美幌町地域3町障害支援区分認定等審査会		社会保険課				○	19	非公開	
美幌町民生委員推薦委員会		社会保険課				○	0	0	
美幌町成年後見実施機関運営協議会		保健福祉課					0	0	
美幌町次世代育成支援推進協議会		社会保険課					1	1	
美幌町子ども発達支援センター推進協議会		社会保険課					0	0	
美幌町新エネルギー導入推進委員会		経済部	商工観光課					0	0
美幌町地域特産品開発支援事業審査委員会			商工観光課				○	1	非公開
美幌町都市計画審議会		建設部	建設課					0	0
美幌町町営住宅入居者選考委員会	建設課					○	6	非公開	
美幌町住生活基本計画策定会議	建設課						0	0	
美幌町教育支援委員会	教育委員会	建設課				○	1	非公開	
美幌町青少年問題協議会		社会教育課				○	1	非公開	
美幌町社会教育委員の会議		社会教育課					6	6	
美幌町学校給食運営委員会		学校給食課					1	1	
美幌町図書館協議会		図書館課					2	2	
美幌町博物館協議会		博物館課					2	2	
美幌町文化財審議委員会		博物館課					1	1	
美幌町農地等集団化事業推進委員会		農業委員会	事務局					0	0
							90		

※必ずしも公開を要しない要件

◇資格認定等～資格認定、表彰等の審査、選考を目的に設置されているもの

◇連絡調整等～国や地方公共団体、関係団体等の職員のみで構成し、相互の連絡調整や啓発を目的に設置されているもの

◇専門技術等～調査、研究を主とし、審議の内容が専門技術的なもの

※必ずしも公開を要しない会議であっても、公文書の公開請求をすることができます。

※議題に「個人情報」「意思形成過程」などの非公開情報が含まれている場合は、会議の一部または全部を非公開で開催することになります。

【情報公開条例に基づかない情報提供】

農業委員会

会議名	会議年月日/場所	公開/非公開	傍聴者数	主 な 議 題
農業委員会総会	年 1 2 回 議会議事堂	全部公開	0人	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会会議開催結果について ・農地法の規定による許可申請について ・現況証明願いについて

教育委員会

会議名	会議年月日	公開/非公開	傍聴者数	主 な 議 題
第 1 回定例会	令和 3 年 4 月 28 日	一部公開	0人	(公開)
第 2 回定例会	令和 3 年 5 月 27 日	一部公開	0人	主要な教育施策の確立、変更等 規則の制定・改廃に関する 学校その他教育機関の設置・廃止 教科書用図書の採択 各種教育委員の委嘱・任命、解任等 重要または異例である議案のうち公 開に属する議案など (非公開) 町議会の議決を経るべき議案 教育予算案を決定する議案 重要、異例である議案のうち非公開に属するもの
第 3 回定例会	令和 3 年 6 月 30 日	全部公開	0人	
第 4 回定例会	令和 3 年 7 月 30 日	一部公開	0人	
第 5 回定例会	令和 3 年 8 月 27 日	一部公開	0人	
第 6 回定例会	令和 3 年 9 月 28 日	全部公開	0人	
第 7 回定例会	令和 3 年 10 月 28 日	全部公開	0人	
第 8 回定例会	令和 3 年 11 月 26 日	一部公開	0人	
第 9 回定例会	令和 3 年 12 月 24 日	一部公開	0人	
第10回定例会	令和 4 年 1 月 28 日	一部公開	0人	
第11回臨時会	令和 4 年 2 月 9 日	非公開	0人	
第12回定例会	令和 4 年 2 月 25 日	一部公開	0人	
第13回定例会	令和 4 年 3 月 25 日	全部公開	0人	
合 計			0人	

※開催場所は、役場庁舎会議室等

議 会

会議名	会議開催回数	傍 聴	備 考
議会運営委員会	計 2 7 回	可 2 7 回	
総務文教厚生 常任委員会	計 1 回	可 1 回	延べ傍聴者 0 人
総務福祉 常任委員会	計 2 1 回	可 2 1 回	延べ傍聴者 0 人
経済建設 常任委員会	計 1 回	可 1 回	延べ傍聴者 0 人
経済教育 常任委員会	計 2 1 回	可 2 1 回	延べ傍聴者 0 人
全員協議会	計 1 4 回	可 1 4 回	延べ傍聴者 0 人

令和3年度

個人情報保護条例の運用状況報告書

美 幌 町

1 個人情報の開示・訂正・利用停止請求及び是正の申出について

番号	受付年月日 (決定年月日)	請求・申出の内容	決定 内容	文書保管G	備考
		各請求及び是正の申し出はありませんでした。			

2 個人情報ファイル登録簿の登録数について

1, 688件（令和3年度末現在）

※うち、現存していない個人情報ファイル（廃止ファイル）・・・92

3 個人情報ファイル登録簿の所管内訳について

10・11ページのとおり

4 令和3年度中に新規登録したファイルについて

1件（公営住宅長寿命化アンケート送付者名簿 所管：建設部建設課）

5 令和3年度中に変更・廃止した登録ファイルについて

なし

6 目的外利用について

なし

7 特定個人情報保護評価について

マイナンバー法では、町がその情報を保有しようとする際に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることが求められています。

町では、マイナンバーの導入に伴い、特定個人情報を保有する業務に対して、評価を実施し、公表しております。

公表済の評価書 20件（令和3年度末）

うち令和3年度に新たに公表したもの 0件

番号	特定個人情報を取り扱う事務	グループ名
1	美幌町住民基本台帳関連事務	保健福祉グループ
2	美幌町地方税賦課徴収関連事務	税務グループ
3	美幌町後期高齢者医療関連事務	環境生活グループ
4	美幌町介護保険関連事務	保健福祉グループ
5	美幌町高齢者福祉サービス関連事務	保健福祉グループ
6	美幌町国民年金関連事務	環境生活グループ
7	美幌町児童手当関連事務	保健福祉グループ
8	美幌町国民健康保険資格管理・給付関連事務	環境生活グループ
9	美幌町町営住宅管理関連事務	建築グループ
10	北海道医療給付関連事務	保健福祉グループ
11	美幌町子ども子育て関連事務	児童支援グループ
12	美幌町母子保健法関連事務	保健福祉グループ
13	美幌町確定申告関連事務	税務グループ
14	美幌町健康増進事業関連事務	保健福祉グループ
15	美幌町予防接種関連事務	保健福祉グループ
16	美幌町児童福祉法関連事務	児童支援グループ
17	美幌町障害者総合支援法関連事務	保健福祉グループ
18	身体障害者福祉サービス関連事務	保健福祉グループ
19	美幌町知的障害者障害福祉サービス関連事務	保健福祉グループ
20	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置等に関する事務	保健福祉グループ

個人情報ファイル登録簿登録数集計(所管別)

令4年3月31日現在

総務部	総務課	総務グループ	31
	総務課 計		31
	危機対策課	危機対策グループ	6
	危機対策課 計		6
	政策課	政策統計グループ	25
	政策課 計		25
	財務課	財務グループ	1
		契約財産グループ	27
財務課 計		28	
総務部 計			90
町民生活部	町民活動課	町民活動グループ	23
		広報相談グループ	1
	町民活動課 計		24
	戸籍保険課	戸籍年金グループ	80
		医療給付グループ	103
	戸籍保険課 計		183
	税務グループ	課税担当	80
納税担当		45	
税務課 計		125	
町民生活部 計			332
福祉部	社会福祉課	民生障がいグループ	103
		児童支援グループ	44
		発達支援センターグループ	15
		子育て支援センターグループ	29
		美幌保育園グループ	8
		東陽保育園グループ	8
	社会福祉課 計		207
	保健福祉課	高齢介護グループ	114
健康推進グループ		101	
保健福祉課 計		215	
福祉部 計			422
経済部	農林政策課	農政グループ	35
		耕地林務グループ	7
	農林政策課 計		42
	みらい農業課	農業センターグループ	8
	みらい農業課 計		8
商工観光課	商工観光グループ	21	
商工観光グループ 計		21	
経済部 計			71
建設部 (水道事業除く)	建設課	都市整備グループ	21
		公営住宅グループ	74
		建築グループ	15
	建設グループ 計		110
	環境管理課	維持管理グループ	3
		環境衛生グループ	19
	環境管理課 計		22
上下水道課	営業グループ	5	
	施設グループ	4	
上下水道課		9	
建設部 計			141

出納	出納審査課	出納審査グループ	1
	出納審査課 計		1
出納審査課 計			1
町長部局 計			1057

個人情報ファイル登録簿登録数集計(所管別)

水道事業	上下水道課	営業グループ	11
		施設グループ	2
	上下水道課 計		13
水道事業 計			13

議会	議会事務局	庶務係	1
	議会事務局 計		1
議会 計			1

教育委員会	学校教育課	総務グループ	12
		学校教育グループ	59
	学校教育課 計		71
	学校給食課	学校給食グループ	8
		学校給食グループ 計	
	社会教育課	社会教育グループ	29
		文化振興グループ	3
	社会教育課 計		32
	スポーツ振興課	スポーツ振興グループ	15
	社会教育グループ 計		15
	博物館課	博物館グループ	10
	博物館課 計		10
	図書館課	図書館グループ	6
	図書館課 計		6
	小学校	美幌小学校	30
		東陽小学校	64
		旭小学校	66
	小学校 計		160
	中学校	美幌中学校	39
		北中学校	30
中学校 計		69	
教育委員会 計			371

固定資産評価審査委員会	1
固定資産評価審査委員会計	1

選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙担当	8
	選挙管理委員会 計		8
選挙管理委員会 計			8

農業委員会	農業委員会	農業委員会	55
	農業委員会 計		55
農業委員会 計			55

国保病院	医局	39
	看護	14
	医療技術	39
	総務課	90
国保病院 計		182

総 合 計	1,688
-------	-------

個人情報保護制度の見直しに伴う個人情報保護 条例等の廃止について

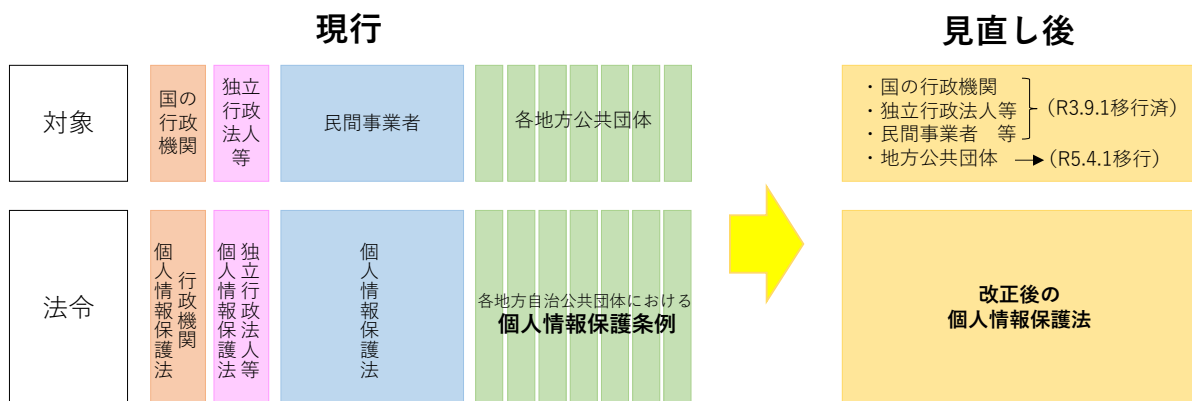
美 幌 町

個人情報保護制度の見直しに伴う個人情報保護条例等の廃止について

1 個人情報保護制度見直しの概要

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められる中、国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合を図ることを目的に、令和3年5月に公布されました、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正されます。

それにより、令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度についても、条例から法律に基づく運用に移行し、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保するものです。



2 改正個人情報保護法へ移行に伴う主な変更点

(1) 個人情報の定義

現行条例では、個人情報の定義が「個人に関する情報」であり、死者に関する情報も含まれていましたが、改正法では「生存する個人に関する情報」とされ、死者に関する情報は除外されます。

(2) 実施機関

改正法では実施機関から議会は除かれます。

【改正法に定める実施機関：地方公共団体の機関（議会を除く）】

(3) 個人情報ファイル簿の作成・公表

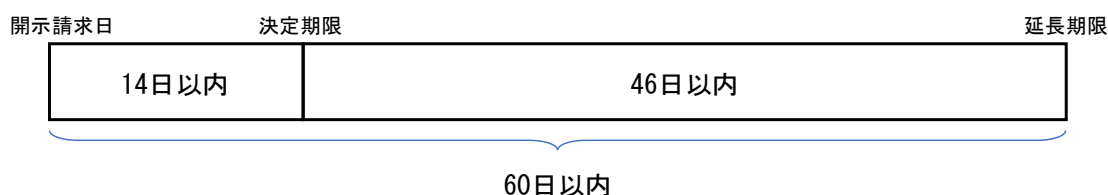
改正法では、千人以上の個人情報が含まれる場合に個人情報ファイル簿の作成・公表を行うこととなります。

(4) 開示決定等の期限

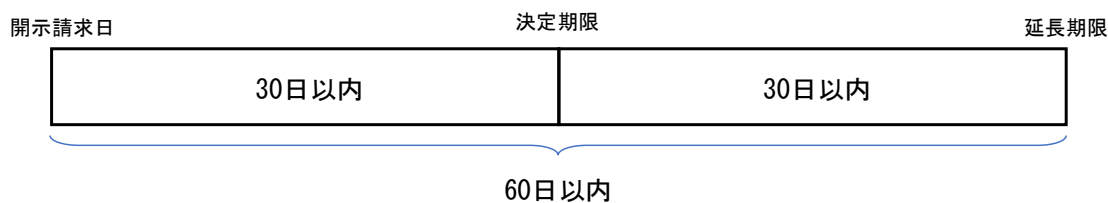
現行条例では、請求書が提出された日から起算して14日以内に開示決定することとなっておりますが、改正法では30日以内と規定しています。

なお、期限の延長については、改正法では30日、現行条例では46日以内となっており、どちらも最長で60日以内となります。

○現行条例における決定期限



○新個人情報保護法における決定期限



(5) 匿名加工情報の提供制度の導入

匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律が適用されます。ただし、経過措置として当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することが可能とされています。

本町では、本制度の導入にあたっては、近隣自治体の動向等を注視したうえで検討を行っていくこととし、現時点での導入は行わないこととします。

※匿名加工情報～特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいいます。

3 美幌町情報公開・個人情報保護審査会の役割

審査会の役割に大きな変更はありません。

しかし、個人情報の取得・利用・提供などについて、条例に定めるもののほか、審査会に意見を聞いて公益上特に必要と認められるものは対応できるようになっておりましたが、このことは、個別の事案の法に照らした適否の判断を各自治体が行うこととなるため、改正法の規律と解釈が個人情報保護委員会（国）に一元化された改正法の趣旨に反するとされております。そのため、個人情報の取得・利用・提供などについて猜疑が生じた場合については、個人情報保護委員会に必要に応じて助言を得た上で、町が適切に判断を行うこととなります。